

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第5部門第3区分

【発行日】平成31年1月17日(2019.1.17)

【公開番号】特開2018-71958(P2018-71958A)

【公開日】平成30年5月10日(2018.5.10)

【年通号数】公開・登録公報2018-017

【出願番号】特願2017-2268(P2017-2268)

【国際特許分類】

F 25 B 43/00 (2006.01)

【F I】

F 25 B	43/00	D
F 25 B	43/00	T
F 25 B	43/00	C
F 25 B	43/00	W

【手続補正書】

【提出日】平成30年11月28日(2018.11.28)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

流入口及び流出口が設けられたタンクと、前記流入口から流入する冷媒が衝突するよう前に前記タンク内に配在された気液分離促進板と、一端側が前記流出口に連結され、他端側が前記タンク内において開口せしめられた流出管と、を備えるアキュームレータであつて、

前記タンクの下部に前記流入口が設けられるとともに、前記タンク内における前記流入口の上側に該流入口に対向するように前記気液分離促進板が配在されており、

前記気液分離促進板は、前記流出管の下端部に設けられたストレーナと一体に設けられていることを特徴とするアキュームレータ。

【請求項2】

前記流出口は、前記タンクの下部もしくは上部に設けられていることを特徴とする請求項1に記載のアキュームレータ。

【請求項3】

前記タンクは、前記流入口及び前記流出口が設けられた底蓋部材によりその下面開口が気密的に閉塞されていることを特徴とする請求項2に記載のアキュームレータ。

【請求項4】

前記流出管は、前記流出口に一体的に設けられていることを特徴とする請求項3に記載のアキュームレータ。

【請求項5】

前記流出口が前記底蓋部材の中央に設けられていることを特徴とする請求項3又は4に記載のアキュームレータ。

【請求項6】

前記気液分離促進板及び前記ストレーナに、乾燥剤入りバッグを保持するバッグ保持部が一体的に設けられていることを特徴とする請求項3から5のいずれか一項に記載のアキュームレータ。

【請求項7】

前記気液分離促進板及び前記ストレーナに、外周部が前記タンクの内周に当接せしめられる補強立板部が一体的に設けられていることを特徴とする請求項3から5のいずれか一項に記載のアキュームレータ。

【請求項 8】

前記タンクは、前記流出口が設けられた蓋部材によりその上面開口が気密的に閉塞されていることを特徴とする請求項2に記載のアキュームレータ。

【請求項 9】

前記流出管は、前記流出口に連結されて前記タンク内に垂設されたインナーパイプと、該インナーパイプの外周に配在されたアウターパイプとからなる二重管構造とされていることを特徴とする請求項8に記載のアキュームレータ。

【請求項 10】

前記流出口が前記蓋部材の中央に設けられていることを特徴とする請求項8又は9に記載のアキュームレータ。

【請求項 11】

前記ストレーナは、前記タンクの底部に載せ置かれていることを特徴とする請求項8から10のいずれか一項に記載のアキュームレータ。

【請求項 12】

前記流出管に、外周部が前記タンクの内周に当接せしめられるリブ部が一体的に設けられていることを特徴とする請求項8から11のいずれか一項に記載のアキュームレータ。

【請求項 13】

前記気液分離促進板と前記リブ部との間に乾燥剤入りバッグが配在されていることを特徴とする請求項12に記載のアキュームレータ。

【手続補正 2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0016

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0016】

前記の目的を達成すべく、本発明に係るアキュームレータは、基本的には、流入口及び流出口が設けられたタンクと、前記流入口から流入する冷媒が衝突するように前記タンク内に配在された気液分離促進板と、一端側が前記流出口に連結され、他端側が前記タンク内において開口せしめられた流出管と、を備え、前記タンクの下部に前記流入口が設けられるとともに、前記タンク内における前記流入口の上側に該流入口に対向するように前記気液分離促進板が配在されており、前記気液分離促進板は、前記流出管の下端部に設けられたストレーナと一体に設けられていることを特徴としている。

【手続補正 3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0021

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正 4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0027

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0027】

別の好ましい態様では、前記ストレーナは、前記タンクの底部に載せ置かれる。